

福島県最低賃金改定 955円 → 1,033円 (+78円)

いますぐ賃金台帳・明細をチェック！助成金を活用！効力発生年月日 令和8年1月1日

特定最低賃金改定 福島県内で次の業種に該当する事業場で働く労働者に適用されます。

業種	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	1,098円	令和8年1月8日 発効予定 1
非鉄金属製造業	1,033円	2
輸送用機械器具製造業	1,033円	2
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	1,033円	2
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。)	1,033円	2

1 令和8年1月1日～発効日前日までは、福島県最低賃金1,033円が適用されます。

2 令和7年度は改正されないため、福島県最低賃金1,033円が令和8年1月1日より適用されます。

令和7年の労働災害発生状況(11月末現在速報値)

詳細は別掲資料参照。コロナ感染による災害件数を除きます

死亡災害2件(前年比±0) 死傷災害314件(同+7件2.3%)

ひとこと(ここがポイント！)

「転倒」(80件 68件)が大きく減少する一方、「墜落、転落」(57件 59件)、「はざまれ、巻き込まれ」(30件 36件)及び「動作の反動、無理な動作」(29件 43件)は増加している。

～慣れた時こそ再確認 化学物質の扱い方～ 第2回「化学物質管理強調月間」を実施します

2026(令和8)年2月1日～28日

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚のため、化学物質管理強調月間を昨年度より実施しており、第2回目となります。

＜実施事項＞

化学物質管理者の選任状況、権限の付与、氏名の掲示等労働者への周知状況の確認
製造又は取り扱っている化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性等の確認
ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施及びばく露低減措置の実施等
特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
意識啓発等

- (ア) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (イ) スローガン等の掲示
- (ウ) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (エ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施